

## 第3章 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

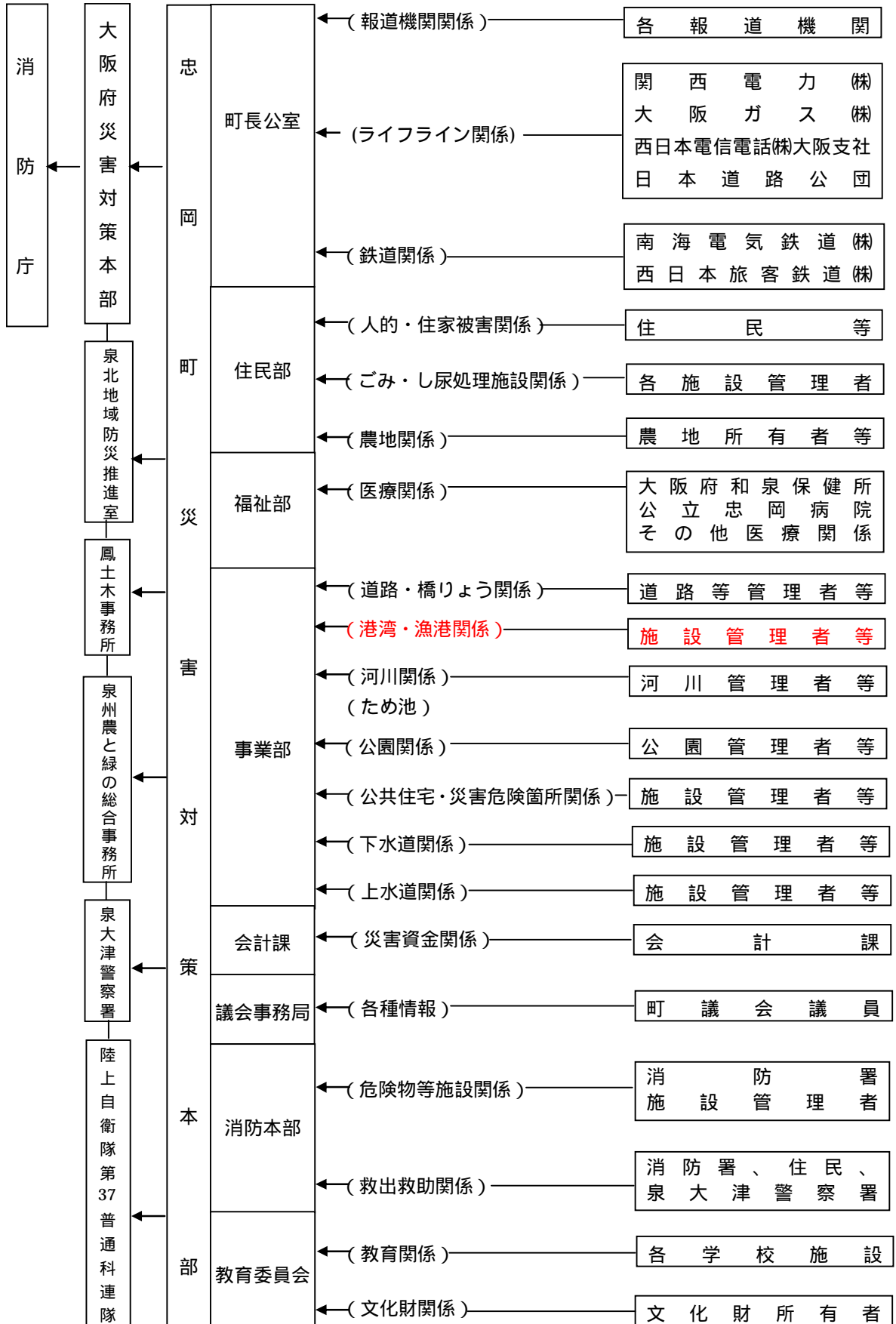
#### 1 情報の収集・伝達

本町は、本町内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。情報の伝達系統は、別図のとおりである。

情報の収集・伝達については、情報の種類に応じて、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、一つの手段に支障が出ても対応できるよう、バックアップ体制の検討を行う。

その他通信連絡の必要な事項については、第3編地震災害応急対策第1部第1章第3節第1の「情報収集伝達」に基づき行う。

[ 情報収集伝達経路 ]



## 2 施設の緊急点検・巡視

本町は、地震発生後、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

## 3 二次災害の防止

本町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、第3編地震災害応急対策第1部第1章第10節の「二次災害の防止」に準じて、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

## 4 消火活動、救助・救急活動、医療活動

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、第3編地震災害応急対策第1部第1章第7節「消火・救助・救急活動」、第8節「医療救護活動」に定めるところによる。

## 5 物資調達

(1) 本町その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2) 本町は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3) 本町は、発災後適切な時期において、本町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を大阪府に供給要請する。

## 6 輸送活動

第3編地震災害応急対策第1部第1章第11節の「交通規制・緊急輸送活動」に定めるところによる

## 7 保健衛生・防疫活動

第3編地震災害応急対策第1部第2章第4節「保健衛生活動」に定めるところによる。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1 資機材等の調達手配

(1) 本町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材、物資(以下「資機材等」という。)の確保を行う。

(2) 本町は、管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び旅行者、釣り客やドライバー等(以下「旅行者等」という。)に対する応急救護

及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、大阪府に対して供給の要請をする。

## 2 人員の配置

本町は、大阪府に対し、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、第3編地震災害応急対策第1部第1章第5節の「広域応援等の要請・受入れ」に定めるところにより、大阪府職員派遣または他の自治体職員応援派遣の斡旋を要請する。

## 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 本町及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

## 第3 他機関に対する応援要請

### 1 応援協定の運用

本町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。本町は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

- (1) 大阪府下広域消防相互応援協定
- (2) 大阪府南ブロック消防相互応援協定
- (3) 大阪府水道震災対策相互応援協定
- (4) 関西国際空港消防相互応援協定
- (5) 大阪市忠岡町航空消防応援協定